

民間施設を活用した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の
装飾に係る実施要項

(目的)

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の気運醸成のため、東京都が都内の民間施設所有者（以下「施設所有者」という。）の協力を得て、東京2020大会のエンブレム等の装飾を行うに当たり、必要な事項を定める。

(装飾の実施)

- 2 東京都が装飾実施の主体となり、東京2020大会のエンブレム等を、民間施設の外壁に、東京2020大会終了までの一定期間、継続して掲出する。

(施設所有者の協力)

- 3 東京都は、施設所有者より、以下の協力を得て、装飾を実施する。
 - ① 掲出場所（建築物の外壁）の提供
 - ② 掲出物の作成、掲出、維持管理、補修及び撤去
 - ③ ①及び②に係る費用負担

(対象とする民間施設)

- 4 対象とする民間施設は以下の全ての条件を満たす建築物とする。
 - ① 東京都内に所在する建築物であること
 - ② ランドマークとなる建築物で、東京2020大会の気運醸成に寄与するものであること
 - ③ 建築物又はその所在場所が東京2020大会のイメージ等に悪影響を及ぼさないものであること
 - ④ 東京2020大会のアンブッシュマーケティングに該当しない建築物であること
 - ⑤ その他、東京都が必要と認める条件に合致していること

(実施要件)

- 5 実施要件は以下のとおりとする。
 - ① デザインは、大会エンブレムを基本とすること
 - ② オリンピック及びパラリンピック両方のエンブレム等を同じ大きさで掲出し、かつ視認性の高いものとする
 - ③ 大会エンブレム等の掲出物と企業名称・ロゴが近接しないよう配慮するなど、東京

2020 大会のアンブッシュマーケティングとならないよう十分配慮すること

- ④ 装飾に係る一切の広報は、東京都が行うものとし、施設所有者は、情報発信を行わないこと
- ⑤ 東京都屋外広告物条例等の関係法令等に基づき、これらを遵守して実施すること
- ⑥ 掲出に当たっては、周辺の景観や環境に配慮することとし、周辺住民等と必要な調整等を行うこと
- ⑦ その他、東京都が必要と認める要件に合致していること

(実施方法)

- 6 東京都は、施設所有者より装飾の協力の申し出を受ける。その後、東京都と施設所有者は、実施要件等を協議し、東京都が公益財団法人オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の承認を得た上で、双方で協定を締結し、実施する。

(実施期間)

- 7 装飾の実施期間は、原則として、東京都と各施設所有者との間で締結する協定で定めた日から、東京 2020 大会終了までとする。なお、第 6 項における協議の期間は、2020 年 3 月 31 日までとする。

(実施計画)

- 8 協定の締結後、施設所有者は速やかに実施計画を東京都に提出する。

(実施報告)

- 9 エンブレム等を掲出後、施設所有者は速やかに東京都に報告する。

(装飾の管理等)

- 10 施設所有者は、装飾を実施している間、掲出物について補修その他の適正な管理を行い、良好な状態に保持するとともに、汚損や事故等が発生した場合は、速やかに対応し、東京都に報告する。

(装飾の撤去)

- 11 東京 2020 大会終了後、施設所有者は速やかに装飾を撤去し、東京都に報告する。

(その他)

- 12 その他、事務手続き等、本要項に定めのない事項については、別途要領に定める。